

見直し（後）	見直し（前）
<p>（設置及び目的）</p> <p>第1条 多摩ニュータウン環境組合（以下「組合」という。）の運営について<u>周辺地域住民と</u>協議するため、多摩ニュータウン環境組合地元協議会（以下「地元協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 <u>地元</u>協議会は、ごみ処理施設等に関する意見交換、連絡調整等を通じて、周辺地域住民と組合が相互に理解を深めることにより、地域環境の保全、住民の安全・安心の確保及びごみ処理施設の円滑な<u>運営</u>を図ることを目的とする。</p> <p>（協議事項等）</p> <p>第2条 地元協議会は、<u>前条第2項の目的を達成するため</u>、次の事項について協議及び意見交換をする。</p> <p>(1) 組合のごみ処理事業に関すること。</p> <p>(2) <u>周辺地域住民からの</u>意見に関すること。</p> <p>(3) その他必要な事項</p>	<p>（設置及び目的）</p> <p>第1条 多摩ニュータウン環境組合（以下「組合」という。）は、<u>組合の運営について協議</u>するため、多摩ニュータウン環境組合地元協議会（以下「地元協議会」という。）を設置する。<u>協議会</u>は、ごみ処理施設等に対する意見交換、連絡調整を通じて、周辺地域住民と組合相互が理解を深め、地域環境の保全と住民の安全・安心を確保すること、及びごみ処理施設の円滑な<u>運転</u>を図ることを目的とする。</p> <p>【ご意見】</p> <p>①『運営について協議する』⇒『運営について<u>周辺地域住民と</u>協議する』</p> <p>②『協議会は』⇒『<u>地元協議会</u>は』</p> <p>③『運転』⇒『<u>運営</u>』</p> <p>（協議事項等）</p> <p>第2条 地元協議会は、目的達成のため、次の事項を協議及び報告並びに意見交換をする。</p> <p>(1) 組合のごみ処理事業に関すること。</p> <p>(2) <u>ごみ処理施設の運営状況に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>周辺地域住民の</u>意見に関すること。</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>【ご意見】</p> <p>①『・・・報告並びに・・・』⇒除いてもいいのでは。</p> <p>②(2)は、(1)に含まれると解してもいいのでは。</p>

見直し（後）	見直し（前）
<p>(<u>地元協議会</u>の構成)</p> <p>第3条 地元協議会__は、次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって構成する。</p> <p>(1) 別表に掲げる自治会等毎の推薦を受けた者</p> <p>(2) 多摩ニュータウン環境組合事務局長（以下「組合職員の委員」という。）</p> <p>2 委員は、管理者が委嘱又は任命する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 __委員の任期は委嘱又は任命の日から<u>2年</u>とし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の在任期間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>(会議への出席)</p> <p>第5条 __周辺地域住民の委員は、<u>推薦を受けた自治会等</u>を代表して地元協議会の会議に出席し、<u>当該会議</u>の内容について<u>当該自治会等</u>に伝達をする。</p> <p>2 委員は、<u>地元協議会の会議</u>に出席できないときは、代理人（<u>周辺地域住民の委員</u>にあっては、<u>推薦を受けた自治会等の構成員</u>に限る。）を出席させることができる。</p>	<p>(<u>委員</u>の構成)</p> <p>第3条 地元協議会の委員は、周辺地域住民及び組合の職員とする。</p> <p>2 前号周辺地域住民の委員は、別表第1に定める自治会毎に推薦を受けた者<u>2人以内の者</u>とする。</p> <p>3 組合職員の委員は、別表第2の<u>とおりとする。</u></p> <p>【ご意見】</p> <p>①『（委員の構成）』⇒『（<u>地元協議会</u>の構成）』</p> <p>②『推薦を受けた者2人以内』⇒『<u>推薦を受けた者</u>』</p> <p>③『別表第2のとおりとする』⇒『<u>別表第2の者とする</u>』</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 <u>この</u>地元協議会の委員は任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の在任期間とする。</p> <p>【ご意見】</p> <p>①『この地元協議会』⇒『<u>地元協議会</u>』</p> <p>②各自治会等は、役員任期が1年であるため協議会の委員の任期2年は難しい。（多数頂く。）</p> <p>(会議への出席)</p> <p>第5条 第3条に定める周辺地域住民の委員は、<u>自治会</u>を代表して地元協議会の会議に出席し、会議内容について<u>各自治会</u>に伝達をする。</p> <p>2 委員が出席できないときは、代理人を出席させることができる。</p>

見直し（後）	見直し（前）
<p>（会長及び副会長）</p> <p>第6条 地元協議会に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長は、<u>周辺地域住民の委員</u>の中から互選により定める。</p> <p>3 副会長は、<u>組合職員の委員</u>をもって充てる。</p> <p>（職務）</p> <p>第7条 会長は、地元協議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p>	<p>【ご意見】</p> <p>①『自治会を代表して』⇒『自治会等を代表して』</p> <p>②『各自治会に伝達』⇒『各自治会等に伝達』</p> <p>③役割が重い。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第6条 地元協議会に会長及び副会長をおく。</p> <p>2 <u>会長は、周辺地域住民の委員とする。</u></p> <p>3 副会長は、<u>周辺地域住民の委員及び組合職員の委員</u>とする。</p> <p>4 <u>会長及び周辺地域住民の副会長は、別表第1に定める自治会等の中から互選する。</u></p> <p>【ご意見】</p> <p>①自治会の役員は1年の任期であるため、事業の継続性から選任は不適</p> <p>②難しいと思う。</p> <p>（職務）</p> <p>第7条 会長は、地元協議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代理する。</p> <p>【ご意見】</p> <p>①自治会の役員は1年の任期であるため、協議会の会長（副会長）の職務は、難しい。</p>

多摩ニュータウン環境組合地元協議会設置要綱 見直し（案）

見直し（後）	見直し（前）
<p>（会議）</p> <p>第8条 地元協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長を務める。</p> <p>2 地元協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 会長は、必要に応じて地元協議会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>4 地元協議会の会議は、組合の施設で行うものとする。</p> <p>（庶務）</p> <p>第9条 地元協議会の庶務は、組合事務局において行う。</p> <p>2 組合事務局は、協議会における協議事項等を記録し、それを保管する。</p> <p>（その他）</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、地元協議会の運営に関して必要な事項は、会長が地元協議会に諮り定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>（会議）</p> <p>第8条 地元協議会は、会長が必要に応じ招集し、議長は会長を務める。</p> <p>2 地元協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 会長は、必要に応じて地元協議会に構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>4 地元協議会の会議は、組合の施設で行う。</p> <p>【ご意見】</p> <p>①周辺地域住民が会議を主催することは困難ではないか。</p> <p>（庶務）</p> <p>第9条 地元協議会の庶務は、組合事務局において行う。</p> <p>2 組合事務局は、協議会における協議事項等を記録し、それを保管する。</p> <p>（その他）</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、地元協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り決定する。</p>

見直し（後）	見直し（前）
<p>別表 町田市上小山田町内会山中地区</p> <p>別表第2（削除）</p>	<p>別表第1 町田市上小山田町山中地区</p> <p>【ご意見】 ①リーデンススクエアも対象にしてはどうか。</p> <p>別表第2</p>

多摩ニュータウン環境組合地元協議会設置要綱(素案)

(設置及び目的)

第1条 多摩ニュータウン環境組合(以下「組合」という。)の運営について**周辺地域住民と**協議するため、多摩ニュータウン環境組合地元協議会(以下「地元協議会」という。)を設置する。

2 **地元協議会**は、ごみ処理施設等に関する意見交換、連絡調整等を通じて、周辺地域住民と組合が相互に理解を深めることにより、地域環境の保全、住民の安全・安心の確保、及びごみ処理施設の円滑な**運営**を図ることを目的とする。

(協議事項等)

第2条 地元協議会は、**前条第2項の目的を達成**するため、次の事項について協議及び意見交換をする。

- (1) 組合のごみ処理事業に関すること。
- (2) 周辺地域住民からの意見に関すること。
- (3) その他必要な事項

(**地元協議会**の構成)

第3条 **地元協議会**は、次に掲げる委員(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 別表に掲げる自治会等毎の推薦を受けた者。
- (2) 多摩ニュータウン環境組合事務局長(以下「組合職員の委員」という。)

2 委員は、管理者が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 **委員の任期**は委嘱又は任命の日から2年とし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会議への出席)

第5条 周辺地域住民の委員は、**推薦を受けた自治会等**を代表して地元協議会の会議に出席し、**当該会議の内容**について**当該自治会等**に伝達をする。

2 委員は、**地元協議会の会議**に出席できないときは、代理人(**周辺地域住民の委員**にあっては、**推薦を受けた自治会等の構成員**に限る。)を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第6条 地元協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、**周辺地域住民の委員**の中から互選により定める。

3 副会長は、組合職員の委員もって充てる。

(職務)

第7条 会長は、地元協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 地元協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長を務める。

2 地元協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要に応じて地元協議会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 地元協議会の会議は、組合の施設で行うものとする。

(庶務)

第9条 地元協議会の庶務は、組合事務局において行う。

2 組合事務局は、協議会における協議事項等を記録し、それを保管する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地元協議会の運営に関して必要な事項は、会長が地元協議会に諮り定める。

附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1

多摩市落合自治連合会
多摩市唐木田自治会
多摩市中組自治会
多摩市唐木田李久保自治会
町田市上小山田町内会山中地区
多摩市ホームタウン鶴牧-6 団地管理組合
多摩市ハイレイズタウン鶴牧-6 団地管理組合
多摩市ヒルサイドタウン鶴牧-6 団地管理組合
多摩市エステート中沢団地管理組合法人

令和 2 年度地域交流事業「秋のたまかん特別見学会」の実施報告について

1 内容

(1)開催日:令和 2 年 10 月 18 日(日)

(2)事業の内容

- ①特別工場見学会:午前 9 時から午後 4 時まで、各回 20 分おきに開催
- ②煙突登り :午前 9 時から午後 4 時まで、各回 1 時間おきに開催

(3)主な取組み

- ・エアシャワー体験
- ・自転車を用いた発電体験
- ・ごみ収集体験(収集車は多摩興運(株)から借用)
- ・手選別体験
- など

(4)景品

- ・エコバッグ、賞状、クリアファイル、ペン立て、ポケットティッシュ、水切りネット

2.参加者数

(1)各回の参加者数は、以下のとおり。

時間	煙突登り(60分)		工場見学(60分)					
	分	人数	分	人数	分	人数	分	人数
9時	00分	3	00分	4	20分	2	40分	
10時	00分	4	00分	3	20分	4	40分	9
11時	00分	1	00分	5	20分		40分	2
12時	00分	9	00分	5	20分	4	40分	2
13時	00分	9	00分	2	20分	4	40分	1
14時	00分	2	00分	9	20分	3	40分	2
15時	00分	1	00分	2	20分		40分	1
16時	00分	2	00分					

(2)延べ人数:95名

- ①特別工場見学会:64名
 - ②煙突登り :31名
- } ※うち28名はいずれも参加。

(3)合計人数:67名(八王子市18名、町田市4名、多摩市43名、住所未確認2名)

以上

宮城県大崎市災害廃棄物の応援処理について

令和元年台風第19号により発生した宮城県大崎市の災害廃棄物（稲わら等）を、東京都内にある清掃工場が分担して応援処理を行いました。

・受入れ期間 令和2年2月から令和2年12月まで

・東京都全体の搬入予定量 約7,000トン

※多摩地域の清掃工場と23区内の清掃工場で分担し、互いに約3,500トンずつ受け持ちました。

・多摩清掃工場での1日あたりの搬入量

車両1台あたり約4.5トンのコンテナ運搬車を1日に2台受入れ、処理を行いました。

・多摩清掃工場における応援処理実績について

▶受入期間 令和2年4月2日～10月21日

▶受入量及び台数 下表のとおり

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
搬入量 (トン)	52.14	39.22	140.09	119.62	64.80	37.07	26.57	479.51
台数 (台)	14	10	32	26	14	8	6	110



《工場に搬入された災害廃棄物の様子》
車両の後ろ扉を開けたところ。災害廃棄物の稲わらが積み込まれています。

※受入れ期間については当初の計画では12月まででしたが、処理が順調に進み令和2年10月で終了となりました。